



安八交番 だより

235

◎岐阜県内で使用済みの金属の取引をする方は、岐阜県公安委員会の許可が必要です。

岐阜県使用済金属類営業に

関する条例

(平成25年10月1日施行)

○条例の目的

- ・盗難等に遭った使用済金属類の流通の防止と速やかな発見のため、使用済金属類営業に関する業務に必要な規制を行い、窃盗などの犯罪防止と被害を迅速に回復することが目的です。

○許可が必要な取引

- ・使用済金属類の売買・交換や委託を受けて売買・交換する営業
- ・悪質な違反に対しては罰則があります。

◆問い合わせ先

岐阜県警察本部生活安全総務課
☎058・271・2424

(内線3045)

秋の全国 交通安全運動

◎9月21日(土)～30日(月)

大垣警察署管内では、交通事故死亡事故が多発しています。安八町でも交通事故が多発していますから、次の点に注意してください。

○高齢者の方は道路の横断に際し

- ・薄暮時に多発していることから、夕暮れ時は注意する。

- ・自宅周辺で多発していることから、慣れた場所でも注意する。

- 自転車の利用者は

- ・交差点では確実に一時停止して安全を確認する。

- ・夜間は反射材等を利用して、ドライバーから見えやすくする。

- 自動車を運転される方は

- ・必ずシートベルトを着用する。

- ・飲酒運転は絶対しない。



消防署 だより

95

もう設置しましたか？

住宅用火災警報器

平成23年6月1日から一般住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられています。住宅用火災警報器は火災を初期の段階で発見するのに大変有効なものです。初期の段階で発見することにより、皆さんの生命・身体及び財産を守ることにつながります。では、どういった場所に設置すればいいのでしょうか？

平成25年6月1日現在の全国設置率は78.8パーセントで岐阜県では79.1パーセントで全国平均を少し上回っています。しかし、大垣消防組合管内の設置率は73.1パーセントと全国平均より低い状況です。

まだ設置していない方は早急に設置して、大切な命、大切な家族、大切な家は自分たちで守りましょう。



最後に、消防署・役場では住宅用火災警報機の訪問・電話販売は行っていません。もし、消防署などを名乗って販売に来た場合は、すぐ警察に連絡してください。



住宅に警報器がついてないと罰金ですよ